

令和6年8月吉日

(一社) 富田林薬剤師会  
学校薬剤師部会 会員先生 各位

(一社) 富田林薬剤師会  
学校薬剤師部会 部会長 南 貞子

## 薬品管理について

薬品管理は学校保健安全法施行規則「第24条 学校薬剤師の出務執行の準則」  
6項 医薬品・毒物及び劇物・保健管理に関する指導・助言及び試験・検査・鑑定の実施

上記にありますように、薬剤師は、保健室、理科室の薬品管理について学校環境衛生基準の中の検査項目にはありませんが、実施をすることとなっております。昨年度、府学薬から配布された薬品管理マニュアルを参考にいただき、今後とも、管理調査の実施をお願い致します。管理マニュアルにもありますが、一般用医薬品の使用は学校では、副作用等の問題もあり、できるだけ、使用しないという考えで対応してください。(管理マニュアル第2章参照)

今回より、報告書の提出もよろしく申し上げます。

また、エピペン、ダイアップ(抗てんかん薬)、ブコラム(抗てんかん薬)最近では、糖尿病治療薬のバクスミーも教職員が使用可能となりました。そのような医療用医薬品の取り扱いについても、学校に使用状況を確認をして使用があれば 管理方法等の指導助言をお願いします。(管理マニュアル第3章参照)

今後、府学薬では、11月24日(土)に上記の医療用医薬品についての研修会を実施する予定となっておりますので、ご参加の程、宜しくお願い致します。

以上